

令和6年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

当適正化センターでは、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすために東北運輸局並びに関係団体との連携を図り、貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に以下の事業を遂行いたします。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対してはきめ細かな指導を実施する。令和6年度については、管轄区域内に存する巡回対象営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所、令和6年4月1日現在で貸切バス事業者安全性評価制度による3ツ星の評価認定を受けている事業者のうち、令和4年度及び令和5年度のいずれにも巡回指導を実施した営業所であつ、その2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所及び令和5年度の巡回指導において優良営業所として除外した営業所を除く）の100%にあたる269営業所を実施することとする。（巡回等指導実施計画数は下表1）
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図ることを目的に、令和6年度巡回指導の対象外となった優良営業所に対し、新安全ルール点検を実施する。（新安全ルール点検実施計画数は下表1.）
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営する行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め事業者指導等を行う。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修を行う。

1. 巡回指導実施計画及び新安全ルール点検実施計画

	巡回実施 可能日数	合計		青森		岩手		秋田		宮城		山形		福島		総合計
		巡回実施 営業所数	新安全ルール 点検実施 営業所数	巡回	新安全	巡回	新安全	巡回	新安全	巡回	新安全	巡回	新安全	巡回	新安全	
4月	21	28	0	8	0	3	0	0	0	5	0	4	0	8	0	28
5月	21	23	12	3	1	3	2	3	1	4	2	3	3	7	3	35
6月	20	29	11	9	1	6	4	3	1	5	3	0	0	6	2	40
7月	22	27	11	6	2	6	4	3	0	3	1	2	2	7	2	38
8月	19	22	9	3	1	4	0	3	1	5	5	3	2	4	0	31
9月	19	28	7	8	0	6	2	4	4	0	0	4	0	6	1	35
10月	22	32	6	5	3	7	0	0	0	7	1	7	0	6	2	38
11月	20	26	7	6	2	6	0	0	0	5	2	2	0	7	3	33
12月	20	17	7	0	0	1	2	0	0	13	3	0	0	3	2	24
1月	19	17	10	0	0	4	5	0	0	10	4	0	0	3	1	27
2月	18	16	4	0	0	0	0	0	0	10	2	0	0	6	2	20
3月	20	4	6	0	0	0	0	0	0	3	5	1	1	0	0	10
合計	241	269	90	48	10	46	19	16	7	70	28	26	8	63	18	359

参 考

※管内事業者の営業所総数(令和6年2月1日現在)・・・477営業所

※管内事業者の車両総数(令和6年2月1日現在)・・・4,615両

※お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています

※令和6年度は巡回指導員6名、委託指導員1名の7名で1年間巡回指導を実施します

※特定の営業所に対する法令遵守状況の確認のための再度の巡回指導営業所数は含みません